

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

2024年5月14日

ジェイドグループ株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

令和6年5月14日

ジェイドグループ株式会社
代表取締役 田中裕輔 (印)

当社は、令和6年2月29日付でブランドリ株式会社（以下、「消滅会社」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和6年5月1日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
令和6年5月1日
2. 消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
消滅会社は、令和6年3月28日付の官報及び令和6年3月28日付の電子公告により、債権者に対し本吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
本吸収合併は、簡易合併のため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本吸収合併は、簡易合併のため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、令和6年3月28日付の官報及び令和6年3月28日付の電子公告により、債権者に対し本吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本吸収合併の効力発生日である令和6年5月1日をもって、消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。
5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日
令和6年5月7日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

【別紙】

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面)

2024年3月28日

ブランデリ株式会社

(消滅会社)

吸収合併に係る事前開示書面

令和6年3月28日

ブランデリ株式会社
代表取締役 田中裕輔 (印)

当社は、ジェイドグループ株式会社を存続会社とする吸収合併の消滅会社として、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社は、2024年2月29日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸收合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「甲」という）とブランドリ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第 1 条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第 2 条（新株の割当）

乙の株式総数 100 株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第 3 条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第 4 条（効力発生日）

合併が効力を発生する日を令和 6 年 5 月 1 日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 7 条（従業員）

- ① 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。
- ② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算

し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和6年2月29日

甲： ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号 
代表取締役 田中 裕輔

乙： ブランデリ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号 
代表取締役 田中 裕輔